

# 令和5年度（2023年度）腎臓機能障がい者通院交通費補助金交付要綱

## 第1 趣 旨

腎臓の機能に障害を有する者が、障害に基づく症状を軽減し、又は除去する目的で、人工透析療法による医療の給付を受けるため、その医療機関への通院に要した交通費（以下「通院交通費」という。）について、腎臓機能障がい者の福祉の増進を図るため、北海道補助金等交付規則（昭和47年北海道規則第34号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところにより、予算の範囲内で補助する。

## 第2 補助対象者

補助対象者は、次の各号のいずれにも該当する者であること。

- (1) 北海道の区域内に居住し、腎臓機能障害により、身体障害者手帳の交付を受けている者
- (2) 腎臓の機能障害を更生するため、居住地以外の市町村に所在する医療機関に通院し、人工透析療法による医療の給付を受けている者
- (3) 補助対象者及びその配偶者又は補助対象者の扶養義務者で補助対象者の生計を維持する者の令和4年（2022年）の所得が、その扶養親族等（市町村長が証明する世帯員を含む。）の有無及び数に応じて、別表1に定める額を超えない者
- (4) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による医療扶助の移送費等、他の法令等による通院交通費相当分の給付を受けていない者
- (5) 身体障害者旅客運賃割引規則（昭和62年4月1日JR北海道公告第4号）による鉄道の旅客運賃割引を受けていない者
- (6) 居住する市町村に人工透析療法を実施する医療機関がある場合にあって、次のア～カのいずれかに該当する者
  - ア 居住する市町村の医療機関では透析患者が多いため受診できない場合
  - イ 当初受診した医療機関に継続して通院が必要な場合
  - ウ 合併症等により専門的医療機関での人工透析療法が必要な場合
  - エ 就業等の事情により、居住する市町村の医療機関で受診できない場合
  - オ 居住する市町村内に更生医療の指定を受けた医療機関がない場合
  - カ 市町村合併により、受診する医療機関が居住市町村内の医療機関となった場合（合併が行われた日の属する年度を含めて、6か年度の期間に限る。）

### 第3 補助対象経費

補助対象者の居住する市町村から、医療機関の所在する市町村までの距離により、片道分の通院交通費の単価を別表2のとおり定め、1か月分の補助対象経費は、別表2による通院交通費補助単価を2倍し、更にその月中に人工透析療法を受けるため通院した回数に乗じたものとする。

### 第4 補助金額の算定

補助金額は、次の各項に定める者の区分に応じ、当該各項各号に掲げる金額とする。

#### 1 所得税非課税世帯に属する者

第3により算出した1か月ごとの補助対象経費(以下第4において「経費」という。)に、次に掲げる金額に区分して、それぞれの金額に、当該区分ごとに掲げる割合を乗じて計算した金額を合算した金額以内の額とする。

- |                  |        |
|------------------|--------|
| (1) 8,400円以下の金額  | 0      |
| (2) 8,400円を超える金額 | 10分の10 |

#### 2 所得税課税世帯に属する者

経費を次に掲げる金額に区分して、それぞれの金額に、当該区分ごとに掲げる割合を乗じて計算した金額を合算した金額以内の額とする。

- |                     |      |
|---------------------|------|
| (1) 1万円以下の金額        | 0    |
| (2) 1万円を超え、3万円以下の金額 | 2分の1 |
| (3) 3万円を超え、5万円以下の金額 | 3分の2 |

ただし、前年分の所得税額が2万1,000円以下の者については、3万円を超える金額につき10分の10とする。

- |               |        |
|---------------|--------|
| (4) 5万円を超える金額 | 10分の10 |
|---------------|--------|

### 第5 交付申請

補助を受けようとする者は、補助金等交付申請書(平成10年北海道告示第500号保福第1号様式)に次に掲げる書類を添付の上、居住地の総合振興局長又は振興局長に申請するものとする。

- (1) 事業実績及び補助金等交付申請額算出内訳書  
(保福第121号様式)
- (2) 通院証明書
- (3) 住民票等、申請者の属する世帯の世帯員全員を確認できる書類
- (4) 身体障害者手帳の写し
- (5) 申請者及び申請者の所属する世帯の前年分の所得額及び所得税額の課税状況が確認できる書類

## 第6 交付申請の時期

令和5年(2023年)3月から令和5年(2023年)8月までの通院交通費に係る補助金については、令和5年(2023年)10月13日までに、また令和5年(2023年)9月から令和6年(2024年)2月までの通院交通費に係る補助金については、令和6年(2024年)3月8日までに申請するものとする。

## 第7 交付条件

補助対象者に補助金を交付する場合は、次の条件を付すものとする。

- (1) 北海道補助金等交付規則(昭和47年北海道規則第34号)、令和5年度(2023年度)腎臓機能障がい者通院交通費補助金交付要綱(令和5年(2023年)7月24日付け障福第1528号保健福祉部長決定)及びこの決定の通知に従わなければならない。
- (2) 補助事業等に関する帳簿及び書類を備え、この補助事業等に要した経費とそれ以外の経費とを区別することができるようこれを整理し、かつ、これを補助事業等の完了の日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。
- (3) 次の各号のいずれかに該当するときは、この補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、当該取消しに係る部分に関し、既に交付された補助金があるときは、その返還を命ずることがある。
  - ア 虚偽の申請によりこの補助金を過大に請求し、又は受領したとき
  - イ 補助事業等に関して不正に他の補助金等(道以外の者が補助事業者等に対して交付する補助金その他の助成を含む。)を重複して受領したとき
  - ウ 前各号に掲げる場合のほか、補助事業等に関して、この補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件その他法令若しくはこれに基づく知事の処分に違反したとき、又は不正な行為をしたとき
- (4) 前項の規定による処分に関し、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額)につき年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金を道に納付しなければならない。
- (5) 補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、その納付金額を控除した額)につき年10.95パーセントの割合で計算し

た違約延滞金を道に納付しなければならない。

- (6) 補助事業を適正に実施するため必要があると認める場合は、報告を求め、又は道の職員に帳簿及び書類その他の物件を調査させ、若しくは質問させることがあるので、これに協力しなければならない。

## 第8 交付決定

総合振興局長又は振興局長は、補助金等交付申請書を受理したときは、その内容を審査の上、補助の適否を決定し、該当者には、交付決定と同時に額の確定を行うものとする。

別表 1

本人所得制限基準額

扶養親族等の数	基準額
0 人	3,604,000円
1人以上	3,604,000円に扶養親族等1人につき380,000円（当該扶養親族等が所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する老人控除対象配偶者又は老人扶養親族であるときは、当該老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき480,000円を、同法に規定する特定扶養親族であるときは、当該特定扶養親族1人につき630,000円）を加算した額

注)「特別障害者手当」の所得制限基準額の算出方法に準じる。

配偶者及び扶養義務者所得制限基準額

扶養親族等の数	基準額
0 人	6,287,000円
1 人	6,536,000円
2人以上	6,536,000円に扶養親族等のうち1人を除いた扶養親族等1人につき213,000円を加算した額（所得税法に規定する老人扶養親族があるときは、その額に当該老人扶養親族1人につき（当該老人扶養親族のほかに扶養親族等がないときは、当該老人扶養親族のうち1人を除いた老人扶養親族1人につき）60,000円を加算した額）

注)「特別障害者手当」の所得制限基準額の算出方法に準じる。

別表 2

## 通院交通費補助単価

距離区分	補助単価（片道分）
25 km まで	150 円
25 km を超えて 50 km まで	350 円
50 km を超えて 75 km まで	610 円
75 km を超えて 100 km まで	800 円
100 km を超えて 125 km まで	1,130 円
125 km を超えて 150 km まで	1,280 円
150 km を超えて 175 km まで	1,470 円
175 km を超えて 200 km まで	1,680 円
200 km を超えて 225 km まで	2,020 円
225 km を超えて 250 km まで	2,200 円
250 km を超えて 275 km まで	2,380 円
275 km を超えて 300 km まで	2,540 円